

# 平成 24 年度 税制改正要望事項

平成 23 年 9 月



厚生労働省

# 目 次

I. 子ども・子育て	1
II. 医療・介護等	1
III. 年金	4
IV. 就労促進	4
V. その他の主な施策	5

## I. 子ども・子育て

### \*① 子ども・子育て新システムの構築のための税制上の所要の措置

〔所得税、法人税、個人住民税、法人住民税、不動産取得税、固定資産税等〕

子ども・子育て新システムの構築に伴い、学校教育法第1条の学校、児童福祉法に基づく児童福祉施設及び社会福祉法に基づく第2種社会福祉事業(注1)に位置づける方向で検討している総合施設(仮称)(注2)に対して、幼稚園及び保育所と同等の税制措置を講じることや、新システムに位置づけられる給付や事業等について必要となる税制上の所要の措置を講じる。〈内閣府とりまとめ〉

### ② 平成24年度以降の子どものための現金給付に係る税制上の所要の措置

〔所得税、個人住民税等〕

平成24年度以降の子どものための現金給付について、非課税措置及び差押禁止措置を講じる等の税制上の所要の措置を講じる。

### ③ 3党合意に基づく税制上の所要の措置の検討

〔所得税、個人住民税〕

「子どもに対する手当の制度のあり方について」(平成23年8月4日民主党・自由民主党・公明党3党幹事長・政調会長合意)に基づき、平成24年度以降の子どものための現金給付の所得制限世帯における所得税及び住民税の扶養控除(所得控除)の廃止による減収に対する必要な税制上、財政上の措置を検討し、平成24年度から所要の措置を講じる。

また、平成24年度以降の子どものための現金給付の所得制限世帯も含めた扶養控除のあり方について、平成24年度税制改正までに総合的に検討する。

## II. 医療・介護等

### <医療関係>

#### ① 医業継続に係る相続税・贈与税の納税猶予等の特例措置の創設〔相続税、贈与税〕

地域住民に良質かつ適切な医療を安定的に提供する観点から、持分のある医療法人の出資者の死亡によって相続が発生する等により医業の継続に支障をきたすことのないよう、期限(最長3年間)を定めて持分のない医療法人への移行を進める医療法人について、移行期間中の相続税・贈与税に係る納税を猶予し、また、移行後に猶予税額を免除する。

#### ② 社会保険診療報酬に係る非課税措置の存続〔事業税〕

医療、とりわけ社会保険診療の高い公共性に鑑み、社会保険診療報酬に係る事業税の非課税措置を存続する。

#### ③ 医療法人の社会保険診療以外部分に係る軽減措置の存続〔事業税〕

医療事業の安定性・継続性を高め、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保に資する医療法人制度を支援するため、医療法人の社会保険診療以外の部分に係る事業税の軽減措置を存続する。

#### ④ 社会保険診療等に係る消費税のあり方の検討〔消費税〕

社会保険診療や介護保険サービスは高度の公共性を有する観点から消費税が非課税とされる一方、医療機関等や介護サービス提供事業者の仕入れに係る消費税については、消費税の導入時及び引き上げ時に社会保険診療報酬等において措置してきた。今後、消費税を含む税体系の見直しを行う場合に、社会保険診療報酬等に係る消費税に関する仕組みや負担を含め、そのあり方について検討する。

**⑤ 社会医療法人に対する寄附に係る寄附金控除等の創設**〔所得税、法人税、相続税〕

救急医療等確保事業などを実施する公益性の高い法人である社会医療法人に対する寄附金について、寄附者に対する優遇措置を新たに講じる。

**⑥ (独)国立病院機構の非特定独立行政法人化に伴う非課税措置の創設**

〔所得税、法人税、登録免許税、地価税、印紙税、消費税、法人住民税、事業税等〕

独立行政法人国立病院機構を非特定独立行政法人化した場合に、現行の国立病院機構に係る非課税措置等を継続する。

**\* ⑦ 研究開発税制(増加型・高水準型)の恒久化**〔所得税、法人税〕

医薬品・医療機器企業等の試験研究を活性化するため、試験研究費の増加額又は売上高の10%を超える試験研究費の額の一定割合を税額控除する制度について、恒久措置とする。〈*経済産業省とりまとめ*〉

**\* ⑧ 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の延長**

〔所得税、法人税、法人住民税、事業税〕

衛生検査所等を経営する中小企業者等が、事業の用に供する償却資産で、取得価額が30万円未満であるもの(少額減価償却資産)を取得した場合に、その取得価額を損金の額に算入する特例措置について、その適用期限を2年間延長する。

〈*経済産業省とりまとめ*〉

**\* ⑨ 中小企業者等が取得する少額減価償却資産に係る固定資産税免除の創設**〔固定資産税〕

衛生検査所等を経営する中小企業者等が、事業の用に供する償却資産で、取得価格が30万円未満であるもの(少額減価償却資産)を取得した場合に、固定資産税の免除を行う措置を新たに講じる。〈*経済産業省とりまとめ*〉

**⑩ 薬事法等の改正に伴う税制上の所要の措置**

〔所得税、法人税、法人住民税、登録免許税等〕

厚生科学審議会医薬品等制度改正検討部会における議論等を踏まえ、薬事法等を改正する場合に、税制上の所要の措置を講じる。

## <健康関係>

### ① 国民の健康の観点からたばこの消費を抑制することを目的とした、たばこ税の税率の引上げ

〔たばこ税、地方たばこ税〕

「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」の締約国として、たばこ対策を強力に進めていくことが求められていることや、「健康日本21」で成人の喫煙に関する目標が設定され、「がん対策推進基本計画」では、たばこ対策が重要ながん対策と位置づけられていることを踏まえ、国民の健康の観点から、たばこの消費を抑制するため、たばこ税及び地方たばこ税の税率を引き上げる。

(参考)平成23年度税制改正大綱より

平成 24 年度税制改正以降の税率引上げにあたっては、たばこの消費や税収、葉たばこ農家、小売店、製造者等に及ぼす影響等を十分に見極めた上で判断していきます。

### ② 予防接種法の改正に伴う税制上の所要の措置

〔所得税、個人住民税等〕

厚生科学審議会感染症分科会予防接種部会における議論等を踏まえ、予防接種法を改正する場合に、税制上の所要の措置を講じる。

## <介護・障害関係>

### ① 改正介護保険制度の施行に伴う税制上の所要の措置

〔所得税、法人税、登録免許税、消費税、地価税、個人住民税、法人住民税、事業税等〕

平成23年通常国会で成立した介護保険法等改正法を踏まえ、同法により新設した介護サービス(24時間対応の定期巡回・随時対応サービス、複合型サービス等)について、現行の介護サービスと同様に、社会福祉法人が行う場合に収益業務から除外する非課税措置を講じる。

また、同法により介護療養型医療施設の廃止を延長したことに伴う税制上の所要の措置を講じる。

### ② 無料低額老人保健施設に係る減免措置の規定の見直し

〔固定資産税〕

無料低額老人保健施設(生活困難者が無料又は低額な負担で利用できる介護老人保健施設)に係る固定資産税の減免措置について、現在、厚生労働省が示している事業運営基準に合わせ、関係規定の見直しを行う。

### ③ 改正障害者自立支援法等の施行に伴う税制上の所要の措置

〔所得税、法人税、消費税、個人住民税、法人住民税、事業税、地方消費税〕

平成22年臨時国会で成立した障害者自立支援法等改正法により、障害児の通園施設の社会福祉事業としての位置付けが、第1種から第2種に変更となったが、当該施設の用に供するために土地等を譲渡した者について、引き続き、譲渡所得に係る特別控除の適用を簡易な証明により受けられるようにする等、税制上の所要の措置を講じる。

## Ⅲ. 年金

### ① 確定給付企業年金の損金算入の対象となる掛金の範囲の拡大

〔法人税、法人住民税、事業税〕

基金型確定給付企業年金について、事業主の損金算入が可能な掛金の範囲に、企業年金基金が翌年度の予算上見込んだ不足を償却するための掛金を追加する。

### ② 事業主が存在しない等の理由によって企業年金等に移行できない適格退職年金に関する税制優遇措置の継続

〔所得税、法人税、個人住民税、法人住民税〕

平成23年度末で廃止期限を迎える適格退職年金のうち、事業主が存在しない等の理由によって企業年金等に移行できないものについて、廃止期限後の平成24年度以降も現行の税制優遇措置を継続する。

### ③ 公的年金等所得の所得区分上の見直し

〔所得税、個人住民税〕

今日、約3700万人が公的年金受給者として年金所得を得、そのうちの約6割が年金所得のみで生活しているにもかかわらず、年金所得の税法上の位置づけが明確にされず、雑所得とされていることは不合理であることに鑑み、税法上の所得の一類型として新たに「年金所得」を設ける。

### ④ 年金受給者の税負担

〔所得税、個人住民税〕

高齢者の生活の安定を図る見地から、老年者控除の復活をはじめ、年金受給者の税負担のあり方について検討を行う。

## Ⅳ. 就労促進

### ① 配偶者控除の見直し

〔所得税、個人住民税〕

雇用機会均等・男女共同参画の理念から、働き方の選択に対してできる限り中立的な制度となるよう配偶者控除を見直す。

(参考)平成23年度税制改正大綱より

配偶者控除を巡る様々な議論、課税単位の議論、社会経済状況の変化等を踏まえながら、配偶者控除については、平成24年度税制改正以降、抜本的に見直す方向で検討します。

### ② パートタイム労働対策推進のための税制上の所要の措置

〔所得税、法人税、法人住民税〕

パートタイム労働者の雇用管理の改善につながる一定の取組(短時間正社員制度の導入等)を実施した事業主に対し、税制上の所要の措置を講じる。

### ③ 雇用保険法の改正に伴う税制上の所要の措置

〔所得税、個人住民税等〕

現在検討中である雇用保険法の改正を踏まえ、失業等給付(平成23年度末で終了する個別延長給付の延長など)について、引き続き非課税措置及び差押禁止措置を講じる。

### ④ 雇用促進税制の拡充

〔所得税、法人税、法人住民税〕

厳しい経済環境下での雇用を確保するため、当期の法人税額の10%(中小企業は20%)を限度として、雇用増加数1人あたり20万円の税額控除を行う現行の雇用促進税制について、税額控除の額を引き上げる。

- \*⑤ **新築住宅に係る特例措置の延長** 〔固定資産税〕  
勤労者の持家取得等を促進するため、新築住宅(床面積50㎡～280㎡)に課す固定資産税について、最初の3年度分に限り、その2分の1を減額する特例措置について、対象となる住宅の建築期限を2年間延長する。＜国土交通省とりまとめ＞

## V. その他の主な施策

- ① **生活衛生同業組合等が設置する共同利用施設に係る特別償却制度の適用期限の延長** 〔法人税〕  
生活衛生同業組合等が共同利用施設(共同送迎バス、共同研修施設、共同蓄電設備等)を設置した場合に、取得価額の6%の特別償却を認める現行の特例措置について、適用期限を2年間延長する。
- ② **公害防止用設備に係る特別償却制度の適用期限の延長**〔所得税、法人税〕  
フッ素系溶剤を使用するドライクリーニング機又は活性炭吸着回収装置内蔵型のテトラクロロエチレン溶剤を使用するドライクリーニング機を新增設した場合に、取得価額の8%の特別償却を認める特例措置の適用期限を2年間延長する。
- ③ **公害防止用設備に係る課税標準の特例措置の拡充**〔固定資産税〕  
活性炭吸着回収装置又は活性炭吸着回収装置内蔵型のドライクリーニング機に係る固定資産税の課税標準を3分の1に軽減する特例措置について、活性炭吸着回収装置を対象から外し、フッ素系溶剤を使用するドライクリーニング機を対象とした上で、その適用期限を2年間延長する。
- \*④ **ホテル・旅館の建物に係る固定資産評価の見直し**〔固定資産税〕  
ホテル・旅館の建物に係る固定資産評価について、使用実態を把握した上で見直しを行う。＜国土交通省(観光庁)とりまとめ＞
- \*⑤ **中小企業投資促進税制の拡充**〔所得税、法人税、法人住民税〕  
生活衛生関係営業等を行う中小企業者等が、一定規模以上の機械装置等を取得した場合に、その取得価額の7%の税額控除又は30%の特別償却を認める特例措置について、対象設備に度量衡器、試験機器、測定機器を追加した上で、その適用期限を2年間延長する。＜経済産業省(中小企業庁)とりまとめ＞
- \*⑥ **産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法に基づく登録免許税の特例措置の延長**〔登録免許税〕  
産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法の認定を受けた計画に基づき会社設立等を行う場合に登録免許税を軽減する現行の特例措置について、その適用期限を2年間延長する。＜経済産業省とりまとめ＞
- ⑦ **独立行政法人の見直しに伴う税制上の所要の措置**  
〔所得税、法人税、登録免許税、地価税、印紙税、消費税、法人住民税、事業税等〕  
統合により新設する独立行政法人について、全額国出資(予定)の独立行政法人として、所要の非課税措置を講ずる。

## ＜社会保障・税一体改革関係＞

- ① **子ども・子育て新システムの構築のための税制上の所要の措置（再掲）**  
〔所得税、法人税、個人住民税、法人住民税、不動産取得税、固定資産税等〕
- ② **医療法等の改正に伴う税制上の所要の措置〔法人税等〕(一部再掲)**  
社会保障審議会医療部会などの関係部会における議論等を踏まえ、所要の制度改正を行う場合、医療法等改正に伴う税制上の所要の措置を講じる。
- ③ **市町村国保の財政基盤の強化を図るための税制上の所要の措置〔国民健康保険税〕**  
社会保障と税の一体改革成案において、「市町村国保の財政運営の都道府県単位化・財政基盤の強化」を図るとされており、市町村国保の構造的問題に対応するため、低所得者の保険料軽減の拡充、賦課限度額の見直しなどを総合的に検討し、所要の措置を講じることにより、市町村国保の財政基盤の強化を図る。
- ④ **高齢者医療制度の見直しに伴う税制上の所要の措置〔国民健康保険税等〕**  
高齢者医療制度の見直しに伴い、税制上の所要の措置を講じる。
- ⑤ **障害者総合福祉法(仮称)の創設に伴う税制上の所要の措置〔法人税等〕**  
「障害者総合福祉法」(仮称)を創設することに伴い、税制上の所要の措置を講じる。
- ⑥ **年金制度の見直しに伴う税制上の所要の措置〔所得税等〕**  
社会保障・税一体改革成案で示された年金改革の目指すべき方向性に沿って、年金制度の改善を進めることに伴い、税制上の所要の措置を講じる。
- ⑦ **介護保険制度の見直しに伴う税制上の所要の措置〔所得税等〕**  
介護保険制度の見直しに伴い、税制上の所要の措置を講じる。